

それでは、県民の皆様、事業者の皆様に対する呼びかけなどをさせていただきたいと思っております。

まず感染状況の説明からです。ここにありますとおり、これ直近1週間、赤い枠のところは直近5日間の状況を示しております。このように感染者が出ておりました、この下はですね、県が5月5日から進めておりますモニタリング指標、この指標を超えていったりする場合に対策を講じていく、そのメルクマール、基準としているものであります。これが、この新規事例3、新規感染者10、入院患者20というのをひとつの水準とおいていたわけではありますが、直近5日間におきまして、新規感染事例が7、新規感染者数が16、入院患者数が空港検疫含めて24ということで、いずれもこの水準を上回っている大変厳しい状況にあります。またここには書いてありませんけれども、直近5日間の新規感染者の方の9割が10代、20代の方でいらっしゃいます。

これから、今のそしてモニタリング指標が3つ超えているということについての認識でありますけれども、この感染経路、このモニタリング指標の3つを超えておりますが、感染経路はおおむね推定をされているということ、それから66例目までの接触者の検査、66例目、あと教員採用試験を受けた方5名が残ってますけれども、それまでの検査も終了し、すでに発表した方以外はすべて陰性であること。また170床を超える病床を確保していること。それから宿泊療養施設、軽症者向けの方のところは100室の確保の目途が立っていること。さらに病床・宿泊施設の確保を進めますということで、市中感染というのが発生している状況にはないと考えておりますし、感染拡大に備えた入院受入体制にも目途が立っているということで、いわゆる4月ぐらいの第一波の状況とは違うというふうに考えています。

一方で、先ほど申し上げましたとおり、多くが県外、あるいは若者というようなことが大変ひとつの特徴になっております。これから梅雨明けを迎えまして、これまで控えていた県外の旅行を計画する方もおられることと思っております。また旅行や遠くにお住まいのご家族との再会は楽しい時間で、そこに水を差すようで大変心苦しい気持ちではありますけれども、せっかくの楽しい時間が少しの油断で取り返しのつかないことにならないように、私たちから、今から少しご協力をお願いをしたいというふうに思います。

まず移動についてです。全国的に都心部のみならずですね、全国的に感染が拡大している状況ですので、これは県外への移動について、必要性、移動先、今1度立ちどまって慎重に検討をしていただきたいと思います。また名古屋市の繁華街であるとか、東京都心部の繁華街、大阪府の繁華街など感染の急増しているエリアとの往来は避けていただきたいということです。今までは極力避けてくださいと申し上げましたが、避けていただきたいと思っております。そして、ご家族とかが帰省など三重県に来られる場合、あるいは三重県から行かれる方もあると思っておりますけれども、主に三重県に帰省等を検討されている方について、感染急増エリアにお住まい・お勤めの方につきましては、そのタイミングなどについて、慎重にご検討いただきたいと思いますということでもあります。これ移動についての注意喚起、お願い

でありますけれども、さらに、今申し上げましたとおり、モニタリング指標を3つとも上回っています。それ以外の指標当然見ているので総合的に判断するんですが、3つについては上回りました。また感染の多くが若い世代、かつ県外由来ということであります。また全国で接待を伴う飲食店やクラブ・カラオケ、あるいは大学の部活動などにおいてクラスターが発生しています。そういうものが、若い人たちが利用するケースも多いと思いますし、移動した先などでですね、そういうところを訪問する可能性があります。ですので三重県で若者などが利用したり、あるいは県外の方々が利用されたりしてですね、さらなる感染拡大を防ぎ、三重県で市中感染を起こさないために、特措法24条9項に基づく協力要請を新たに行いたいと思います。

行う内容は3点です。1点目は、県外に置いてですね、繁華街など感染急増エリアでクラスターなどが発生している感染防止対策が不十分な飲食店・クラブ・カラオケ等の利用の自粛をですね、県外でのこういう施設の利用の自粛。それを特措法24条9項に基づいて県民の皆さんにお願いしたいと思います。続いて県内の事業者の皆さんに、接待を伴う飲食店・クラブ・カラオケなどですね、県内で運営されてる方々は、ガイドラインの実践の徹底をお願いしたいと、これを特措法24条9項に基づいて協力要請します。こういうところでひとたび感染が発生すれば、全国でもそうですけれども、クラスターが発生して一気に感染が広がってしまいます。

また若い方々がこういう所で利用しているということでもありますので、県内の事業者の皆さんは、既にいろんな対策とっていただいていますけれども、あらためて法に基づいてこの感染防止対策の徹底を協力要請したいと思います。

そして、これは大変新しい要素でありますけれども、県内の高等教育機関の皆さんに対して部活動、あるいは学生同士の交流の場、そういう場における感染防止の徹底をお願いしたいと思います。近隣県において多く大学の部活動などでクラスターが発生しますので、そこに参加している若い世代の人たちが、その他で感染を広げてしまう可能性もありますので、この高等教育機関の皆さんに法24条9項に基づく、この感染防止対策の徹底の協力要請をしていきたいというふうに思っております。

以上、県外の移動についてお願いをし、また県内で若い方などを中心としたところで利用されている、あるいは全国でクラスターが発生してるようなところで市中感染を生まないように、予防的に、でありますけれども、法24条9項に基づく、根拠に、法律に基づいた協力要請を、あらためてこの強い警戒感の中でさせていただきたいというふうに考えております。県民の皆さんにおかれましては、本当にこのゴールが見えない中でのお願いになっておりますけれども、ぜひご協力いただきまして、ゴールが少しでも近づいてくるようにご協力を賜ればというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。私からは以上です。